

**今後目指すべき地方財政の姿と
令和5年度の地方財政への対応等についての意見**

令和4年12月9日

地 方 財 政 審 議 会

**今後目指すべき地方財政の姿と
令和5年度の地方財政への対応等についての意見**

はじめに	1
第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方	3
1. 目指すべき地域の姿	3
2. 目指すべき地方財政のあり方	4
(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	4
第二 物価高と新型コロナウイルス感染症への対応	6
1. 物価高への対応	6
2. 新型コロナウイルス感染症への対応	7
(1) 感染症対策の財政支援	7
(2) 次の感染症危機に備えるための対応	8
(3) 公営企業の資金繰りへの対応	9
(4) 地方財政の歳出構造の平時化	9
第三 令和5年度の地方財政への対応	10
1. 地方一般財源総額の確保等	10
(1) 一般財源総額の確保	10
① 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保	10
② 地方の歳出構造	11
③ 給与関係経費	11
④ 一般行政経費（単独）等	12
(2) 地方財政計画	13
① 地方財政計画の基本的役割等	13
② 地方財政計画と決算の関係	14
③ 計画と決算の比較	14
(3) 地方交付税	15
① 地方交付税の役割	15
② 地方交付税の総額の確保	15
2. デジタル田園都市国家構想等の実現	17
(1) 地方自治体のDXの推進	17

(2) 地域におけるデジタル社会の推進	18
(3) マイナンバーカードの利便性の向上	19
(4) 地方創生等の推進	20
3. 脱炭素化の推進	21
4. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化等の推進	23
(1) 防災・減災対策の推進	23
(2) 公共施設等の適正管理	23
5. 全世代型社会保障制度の構築	25
6. 公立病院経営強化の推進	27
7. 水道・下水道事業における広域化等の推進	28
8. 地域公共交通の維持・活性化	29
9. 東日本大震災からの復興	30
10. 地方財政の健全化に資する取組等	30
(1) 財政マネジメントの強化	30
① 地方財政の「見える化」	30
② 公営企業等の経営改革	31
i) 経営戦略に基づく経営改革の推進	31
ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進	32
iii) 第三セクター等の経営健全化の推進	33
③ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援	33
(2) 多様な広域連携の推進等	33
(3) 地方債資金の確保	34
(4) 宝くじの活性化による地方財源の確保	35
おわりに	36

資料

今後目指すべき地方財政の姿と 令和5年度の地方財政への対応等についての意見

令和4年12月9日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と令和5年度の地方財政への対応等について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

半年以上も緊迫した情勢が続くロシアによるウクライナ侵略。3年にもわたって世界を苦しめている感染症危機。32年ぶりの水準を記録した円安、その影響もあり40年ぶりの上昇率となった消費者物価指数。今、日本は、国難とも言える状況に直面している。

そうした状況にあって、住民に身近な行政サービスを提供する地方自治体の存在は、ますます大きくなっている。国際情勢の変化と急激な円安を背景とした物価高騰に苦しむ住民や中小事業者に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行うことに加え、ワクチン接種の促進や地域の医療体制の確保、さらにはウィズコロナに向けた経済活動との両立など、最前線で新型コロナウイルス感染症への対応に当たることも地方自治体の重要な役割である。さらには、ロシアによるウクライナ侵略のみならず、北朝鮮によるミサイルの発射など、我が国周辺においても国際秩序を脅かす状況が生じており、万一の事態が生じた場合、国民保護法に基づいて住民の避難などの措置を行うこともまた、地方自治体の責務である。

このような現下の課題への対応に加え、地方自治体が少子高齢化・人口減少のような構造的な問題に適切に取り組み、活力ある持続可能な地域社会を構築することが重要である。デジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術を活用しつつ、自主性・創造性を発揮して地方創生に取り組むことが求められている。この他にも、地域の脱炭素化、防

災減災・国土強靱化など、地方自治体が取り組まなければならない課題は山積している。

こうした状況を踏まえれば、地方自治体はその役割を全うするために必要な財源を適切に確保し、財政運営に支障が生じることのないよう万全の措置を講じる必要があることは、言を俟たない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と令和5年度の地方財政への対応等についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方と令和5年度地方税制改正等への対応については、令和4年11月15日の当審議会意見「令和5年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりである。

第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方

1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する活力ある持続可能な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、少子高齢化や人口減少の深刻化により、人口構造に大きな変化が生じていることに加え、かねてからの首都圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中の大きな流れに伴い、一部の地方では医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。そのような状況において、エネルギーをはじめとする物価の高騰や長期化する新型コロナウイルス感染症への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

そのため、地方自治体においては、現下の課題である物価高騰への対応や新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組むことと同時に、活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進により、地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、地方への人の流れの創出・拡大、地域の人材の確保・育成、地域の防災・減災、国土強靱化の推進等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる持続可能な地域社会の実現につながる。

2. 目指すべき地方財政のあり方

(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、医療、介護、子育て、教育、警察、消防、ごみ処理、社会資本整備等の住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら地域活性化のための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。

その際、まずは、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

(2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は約200兆円規模で高止まりしている。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至った。その後、残高は年度により増減はあるものの、令和4年度末でおよそ52兆円と高止まりする見込みである（資料4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、地方交付税総額を確保することで臨時財政対策債の増加額をできるだ

け抑制した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金を着実な償還等に取り組むことが求められる。

地方自治体は、国とともにまずは物価高騰への対応や新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要がある。その上で、感染症の終息後、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが重要である。

第二 物価高と新型コロナウイルス感染症への対応

1. 物価高への対応

我が国経済は、本年春先以降は、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復の動きが見られる。他方、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格の上昇が続いており、日本経済を取り巻く環境には厳しさが増している。

こうした状況を踏まえ、令和4年4月26日に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が取りまとめられ、地方自治体が、物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、地方創生臨時交付金に新たに「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」（0.8兆円）が創設され、さらに、9月には、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（0.6兆円）が創設されたところである。また、10月28日には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が取りまとめられ、急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や企業の負担を直接的に軽減する対策等を講じることとされたほか、地方自治体が総合経済対策の事業や総合経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、令和4年度の地方交付税を約0.5兆円増額することとされ、関連予算を盛り込んだ令和4年度補正予算（第2号）が、今月2日に成立したところである。

疲弊した地域経済の回復に向け、地方自治体は、これらの措置を活用し、物価高騰対策や生活困窮者等への支援等に積極的に取り組むことが期待されている。

また、電気料金等の上昇などにより、地方自治体においても光熱水費負担が増加しており、また、資材費等の高騰に伴い庁舎や病院施設の建設費用が増嵩していることから、こうした実情を踏まえた適切な対応が求められる。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 感染症対策の財政支援

新型コロナウイルス感染症への対応については、国民の生命と生活を守るため、国・地方の総力を挙げて速やかに対策を講じる必要があり、その現場を担う地方自治体が財源面での心配なく感染症対策に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保することが重要である。

このようなことから、感染症対策のための財源については、これまで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした財政支援が講じられてきたところである。

今後、令和4年9月8日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「With コロナに向けた政策の考え方」を踏まえ、保健医療体制の強化について国と地方の十分な連携・協力の下に着実に進めていくことが重要であり、地方自治体における円滑な対策の実施に必要な財源は、引き続き国において確実に確保すべきである。また、令和4年度補正予算（第2号）において増額が計上された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の具体的な取扱いについて、現場の対応に支障が出ないように、医療提供体制の確保・維持を担う地方自治体の意見を踏まえて対応すべきである。

なお、9月から接種が開始されているオミクロン株対応ワクチンに関しては、接種の加速化に向け、引き続き、接種の実務を担う市町村やそれを支援する都道府県の実情を十分に踏まえ、円滑な接種を支援するとともに、そのために必要な経費については、広く国が全額負担する必要がある。

(2) 次の感染症危機に備えるための対応

世界的な環境変化の中で、今後も感染症によるリスクはなくならないことに鑑みれば、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を振り返り、次の感染症危機に備えることが重要である。

次の感染症危機対応については、令和4年9月2日の政府の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を踏まえて感染症法等が改正され、都道府県等と医療機関等との間で、病床の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化されるなど、協定に基づく取組に要する費用について、都道府県等がその一部を負担することとされた。

新型コロナウイルス感染症対応では、法律上の仕組みがない中で、都道府県が多数の感染症病床を緊急的に確保する必要があったことから例外的に全額国費により対応したが、感染症法の規定上は、都道府県は感染症病床確保等の役割を担い、その費用の一部を負担することとされている。他方、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合、必要となる費用の総額が相当程度大きくなることが予想されるため、地方自治体の財源の不足により必要な感染症対策に支障が生じることがないように、必要な措置を講じるべきである。

具体的には、感染症法等に定められた国庫補助負担率の嵩上げや、地方債の特例等の法制上の措置を講じるべきである。その上で、新型コロナウイルス感染症やそれ以上の感染症が発生した場合には、今般の新型コロナウイルス感染症への対応と同様に、補助金や交付金の交付により、必要な財政上の措置を講じるべきである。

併せて、保健所が危機に際してその役割を十分に発揮するため、感染症の拡大時に円滑に業務移行ができるよう平時から準備を整えておくことが求められる。このため、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健所が今後果たすべき感染症対策の機能に応じて恒常的な人員体制を強化するため、保健所の実態や法改正に伴い新たに生じる業務負担などを踏まえ、適切に財政措置を講じるべきである。また、地方

衛生研究所についても、試験及び検査、調査及び研究等のより一層の体制強化を図るべきである。

(3) 公営企業の資金繰りへの対応

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、そうした減収による資金不足については、「特別減収対策企業債」を発行できることとされてきた。交通事業においてコロナ禍前と比較して大幅な減収が継続していることなどを踏まえ、令和5年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が減少する公営企業の資金繰りに配慮する必要がある。

(4) 地方財政の歳出構造の平時化

新型コロナウイルス感染症が収束し、感染症対策経費が大きく減少した後には、地方創生臨時交付金のような特別な財源措置がなくなることや、特例的に引き上げられている国庫補助金の補助率が本来の割合に戻されることなど、地方財政の構造が平時に戻る事となる。

各地方自治体においては、感染が収束した後、これまでのような国からの特例的な財政支援が行われることを前提とせずに、事業執行に必要な財源確保について合理的な見通しを立てるなど、財政運営の持続可能性の確保に十分配慮する必要がある。

第三 令和5年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

①地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

地方自治体が行政サービスを安定的に提供していくためには、国の制度に基づく社会保障関係費をはじめ、少子高齢化・人口減少への対応など増大する行政需要に対して、必要な歳出を適切に地方財政計画に計上することが必要である。

特に、地方自治体が、物価高騰や新型コロナウイルス感染症への対応に取り組みつつ、デジタル田園都市国家構想の実現や脱炭素化の推進、防災・減災対策、国土強靱化等に取り組むための事業費とその財源は、確実に確保すべきである。中でも、エネルギーをはじめとする物価の高騰については、学校や公共施設の電気代上昇など地方自治体の財政運営に影響を与えており、国の光熱水料等の追加財政需要が令和4年度補正予算（第2号）に計上されたことを踏まえれば、地方自治体の電気代等についても、物価高騰の影響を踏まえ、必要な財源を適切に確保すべきである。

このため、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、社会保障関係費の増加をはじめ、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。

なお、令和3年度決算において、基金残高が増加したが、これは、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、地方交付税の増額再算定において「臨時財政対策債償還基金費」が措置されたことに伴い将来の臨時財政対策債の償還に備えるために積立てを行ったほか、近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応、公共施設等の老朽化対策等の

推進、景気の動向による地方税収の変動、社会保障関係経費の増大への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものである。また、令和3年度の基金残高の標準財政規模に対する割合は、コロナ禍前と概ね同水準である。

コロナ禍においては、国による補正予算の編成に先んじて地方自治体が独自に地域で必要な対策を講じたケースや、国の交付金等が実際に交付されるよりも前に地方自治体において支出が必要となったケースなどにおいて、一時的な財源等として財政調整基金等が活用され、日々状況が変わる新型コロナウイルス感染症への対応が迅速に行われたところであり、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなった。

また、経常収支比率が令和3年度決算において低下しているが、これについても、臨時財政対策債償還基金費の措置による影響を含むものである。

地方自治体の財政は、依然として地方債残高が高い水準で推移するなど、引き続き楽観視できる状況ではないため、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保すべきである。

②地方の歳出構造

地方財政計画における近年の歳出の推移を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費（単独）の削減で吸収してきており、歳出総額は、ほぼ横ばいで推移してきた（資料5）。

しかしながら、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、喫緊の課題への取組も求められる中、これまでと同様の対応を続けることは困難な状況となってきている。

③給与関係経費

地方公務員の数、ピーク時の平成6年度の328万人と比較して、大幅に減少している。

地方自治体は、住民に身近な存在として、地域の実情に基づく社会保障などの対人サービスを担っており、これらのサービスを適切に提供するためには、一定のマンパワーの確保が重要である。このため、少子高齢化への対応や児童虐待の防止など社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応、今般の新型コロナウイルス感染症への対応状況や感染症法等の改正を踏まえた保健所等の体制強化やデジタル田園都市国家構想、防災・減災、国土強靱化の推進等に取り組むための人材を確保する必要がある。

また、地方公務員の定年引き上げにより、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することになるが、各地方自治体にあっては、その財源を安定的に確保するため、退職手当組合や基金を活用すること等により、退職手当に係る負担を年度間で平準化することが検討されている。

こうした地方公務員の実態や人材確保の必要性、地方自治体における退職手当に係る対応状況を踏まえ、給与関係経費に適切に反映していく必要がある。

④一般行政経費（単独）等

（一般行政経費）

一般行政経費（単独）は、警察・消防や小中学校の運営等、国が法令で実施を義務づけている事務事業に要する経費のほか、住民の安心・安全の確保等に資するきめ細かな単独事業の実施に要する経費として計上されている。少子高齢化や人口減少により地域社会に生じる様々な課題は地域によって千差万別であることから、その地域の課題に的確に対応するため、単独事業の重要性はますます高まっている。

また、一般行政経費（単独）は、それぞれの地方自治体が、地域の実情や住民のニーズを踏まえて効率的・効果的な事業を選択する等、各地方自治体の自主性・主体性に基づき実施されるものである。このため、国が個々の経費を特定して積み上げる方式ではなく、決算等の実態を踏まえつつ、枠として計上されているものである。現行の計上方法は今後

も継続すべきである。

(枠計上経費)

一般行政経費（単独）等の枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、既に述べたとおり、一般行政経費（単独）等は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものである。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反する。

また、地方交付税が用途に制限のない一般財源であること等に鑑みれば、特定の経費についてではなく、枠計上経費である一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

なお、一般行政経費（単独）等に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」については、これまで国と地方が連携して進めてきたところであり、今後も引き続き適切に取り組んでいく必要がある。

(2) 地方財政計画

①地方財政計画の基本的役割等

我が国では、全国どこの地域に住む住民にも、医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理など、多岐にわたる行政サービスを、地方自治体を通じて提供しており、多くの行政分野において、国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている。

法令により義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、地方単独事業も含め、行政サービスの担い手である地方自治体に対して財源を保障することは、国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（資料6）。

このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である。

②地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する歳入・歳出総額の見込額であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図った上で作成されるものであることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅をもって考えられるべき関係にある。

③計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われている。それによれば、近年は、決算額が計画額を1～2兆円程度上回っている。

また、国は、これまでも一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の「見える化」の取組を進めている。今後とも、更なる決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」の取組を推進していくことが重要である。

また、計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主体ではなく、規模、内容ともに異なる1,788の自主的な財政の集合体である。地方自治体ごとに、その置かれている経済的、社会的諸条件は様々異なる。

っており、年度ごとの歳出の状況も地方自治体ごとに異なることから、年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。

さらに、地方税収が計画額よりも決算で上振れした場合に、後年度の地方財政計画において精算を求める議論があるが、地方税収等の決算額と計画額の乖離は、各年度において過大・過少様々であるものの、中長期的には過大・過少は概ね相殺されている（資料7）。

地方税収が計画を上回った場合であっても、個々の地方自治体における税収の状況は様々である。このため、年度間調整については、個々の地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて、自主的に行うことが適当である。

（3）地方交付税

①地方交付税の役割

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している（資料8）。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中、住民の生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

②地方交付税の総額の確保

近年、地方財政には巨額の財源不足が生じ、平成8年度以降、地方交付税法第6条の3第2項の規定（毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が、引き続き各地方自治体の財源不足額の合算額と比べ著しく不足する場合）に該当する状況が続いている。地方が標準的な行政サービ

スを行うための財源を保障するため、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更により、その全額について国が対処することが望ましいが、国の財政状況を踏まえ、いわば次善の策として、国と地方の折半により対処してきている。

従来、地方の財源不足に対しては、交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特別会計）における借入金により対応し、その償還金を国と地方で折半して負担してきたが、平成 13 年度からは、国と地方の責任の明確化・借入れの透明化の観点から、国の特例加算及び地方の臨時財政対策債の発行により対処してきている。令和 4 年度末の臨時財政対策債の残高は 52 兆円と見込まれており、地方財政の健全化の観点から課題となっている。

臨時財政対策債はあくまで特例的なものであることや、その発行額が多額となっていることを踏まえれば、国も厳しい財政状況にあるが、地方交付税の法定率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制するべきである。

また、地方交付税の原資である国税 4 税の法定率分は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税 4 税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

2. デジタル田園都市国家構想等の実現

コロナ禍で地方を巡る社会経済情勢が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整ってきており、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、デジタルの力を活用して地方創生に係る取組を一層高度かつ効率的に推進することによる地方活性化を図る環境が整いつつあり、これを機に、デジタル田園都市国家構想を実現することとされている。

デジタル田園都市国家構想の実現により、少子高齢化や過疎化といった地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きく、地方自治体においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえつつ、目指すべき地域像を再構築した上で、構想の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

（1）地方自治体のDXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた行政のデジタル化の基盤整備のためには、住民に身近な行政を担う地方自治体のDXの推進が重要であり、住民の利便性向上に資する情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化などの各施策を着実に実施していくことが必要である。こうした取組は、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

このため、国は、政府におけるデジタル化の取組の進捗等を踏まえ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等を改定し、国の取組と歩調を合わせた地方自治体のDXの取組を強力に推進すべきである。

また、地方自治体のDXの取組は、デジタル分野についての多岐にわたる専門的な知識が求められるが、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫している。こうした状況を踏まえ、地方自治体においては、広域的な

デジタル人材の確保に取り組むなど外部人材の活用を進めるとともに、中長期的な観点から、職員をデジタル人材として育成する取組を進めることにより、効果的な推進体制を整備することが重要である。

このため、国は、民間人材サービス会社と連携して地方自治体と外部人材とのマッチングの強化を進めるほか、市町村がＣＩＯ補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、引き続き財政措置を講じるとともに、都道府県等においてデジタル人材を確保し市町村を支援する取組や、地方自治体におけるDX推進の中核を担う職員を育成する取組を支援すべきである。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、国が整備するガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置すべきである。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針が令和4年10月7日に閣議決定され、ガバメントクラウドの利用料に関し、「業務全体の運用コストや利用料等の見通しの情報を明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方自治体等が協議して検討を行う」とされたところであり、利用料の検討については、地方自治体の意見も踏まえながら進めるべきである。その上で、標準化・共通化に伴う情報システムの運用経費等の減少額については、住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方自治体の意見も踏まえながら、地方財政計画において適切な措置を講じるべきである。

（２）地域におけるデジタル社会の推進

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等、情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会全体のデジタル化を進める必要がある。

国においては、デジタル田園都市国家構想基本方針に基づく総合戦略を今月中に策定予定であり、また令和4年度補正予算（第2号）におい

て、デジタル田園都市国家構想交付金が昨年度補正予算を上回る規模で増額計上されるなど、構想の実現に向けた取組の強化が図られている。令和3年度及び令和4年度の地方財政計画では、歳出項目として「地域デジタル社会推進費」が計上されたところであるが、国が構想の実現に向けた取組を強化している状況を踏まえれば、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるため、令和5年度以降においては、地方自治体におけるこれまでの取組状況を踏まえつつ、「地域デジタル社会推進費」の拡充を図るべきである。

あわせて、多くの住民が、デジタル社会の恩恵を実感できるよう、国は、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」について、各地方自治体における取組状況を踏まえつつ、事例の追加等の充実化を行うなど、地方自治体による取組を引き続き積極的に後押ししていくべきである。

（3）マイナンバーカードの利便性の向上

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、オンラインでも安全・確実な本人確認ができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものであり、行政手続のオンライン化による住民の利便性の向上と行政の効率化を推進する観点からも重要である。令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとの目標を踏まえ、カード取得の加速化を図るべきである。

そのためにも、マイナンバーカードの更なる利便性の向上が必要であり、子育て・介護等の特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、令和4年度中に、原則、全ての地方公共団体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするよう取組を進める必要がある。また、カードを活用して地域独自のポイント給付を行う自治体マイナポイント事業について、準備経費の支援等を通じ、全国展開を強力的に推進することが重要である。

さらに、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、令和6年秋の健康保険証の廃止を目指す方針を踏まえ、市町村における申請促進・交

付体制の確保を図るとともに、関係省庁において健康保険証廃止に向けた課題への必要な対応について検討することが求められる。

なお、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においては、「2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する。」こととされている。この検討に当たっては、マイナンバーカードが全国的に普及していくことを踏まえ、今後、地方自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を拡充する中で、住民サービス向上のための地域のデジタル化に係る財政需要を各地方自治体の状況に応じた的確に算定に反映する観点から、その指標の一つとして、マイナンバーカードの交付率を用いることを検討すべきであり、また、こうした趣旨について、国は地方自治体に対し、引き続き周知を図っていくべきである。

（４）地方創生等の推進

少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生は、我が国の重要課題の一つであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、従来の地方創生の取組を引き続き推進するとともに、デジタルの力を活用して、こうした地方創生の取組をさらに発展させることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の進展を背景に、地方への移住や就業に対する関心が高まっている。地方自治体は、この機を捉まえ、地方への人の流れの創出・拡大、地域におけるスタートアップの展開等に取り組むべきであり、国としても、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべきである。

具体的には、「地域おこし協力隊」について、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向けてさらに取組を強化するとともに、地域活性化に向け、専門的知識やノウハウを有する外部人材を活用する仕組みを充実させることが必要である。あわせて、地域の資源と資金を活用して、民間事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロ

ジェクト」について、取組自治体数を今後5年間で倍増させる目標に向けて、本プロジェクトを活用した地域におけるスタートアップを強力に支援することが必要である。

また、大学卒業後の若者の地方定着を促進するために創設された、奨学金を活用した大学生の地方定着の取組に対する支援措置については、令和4年度において同支援措置の拡充が行われたところである。活用する地方自治体が増加傾向にある一方、依然として多くの若者が進学や就職の機会を捉えて東京圏に集まってきていると考えられる状況であるため、更なる活用が図られるよう、令和4年度に拡充した内容も含め、積極的にその周知を図るべきである。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が毎年度1兆円計上されており、令和5年度も、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、必要な財源を適切に確保すべきである。

また、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資の強化が必要である。

国においては、デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進める観点から、「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充することとされており、リスクリングへの支援を強化することとされている。

地方自治体においても、デジタル等成長分野の人材育成・確保に向け、地域の中小企業の経営者・従業員のリスクリング推進のための機運醸成などに取り組む必要があるため、こうした地方自治体の取組に対して適切な財政措置を講じるべきである。

3. 脱炭素化の推進

世界各地で異常気象が発生する中で、脱炭素化は待ったなしの課題であり、同時に、気候変動への対応は、経済成長の原動力になることから、

令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%の削減を目指すこととしており、2025年度までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していくこととされている。

地方自治体による地域の脱炭素化に向けた取組を支援するため、令和4年度には、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の創設など、関係省庁において予算措置がなされたほか、地方自治体が率先して公共施設等の脱炭素化を計画的に実施できるよう、公共施設等適正管理推進事業債に新たに脱炭素化事業を追加するとともに、公営企業の脱炭素化の取組についても地方財政措置を講じることとされた。

今般、経済財政運営と改革の基本方針2022において、GXへの投資に向け、年内にロードマップを取りまとめることとされるとともに、「地域脱炭素の加速化を図る」とされたことを踏まえ、地方自治体が地域の脱炭素化の取組をこれまで以上に積極的に進められるよう、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して、優良な取組事例を収集・共有するなど地方自治体の取組を促すとともに、財政措置を拡充するなど支援を強化すべきである。

4. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化等の推進

(1) 防災・減災対策の推進

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震や梅雨前線・台風による豪雨、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震、大規模水害等への備えの必要性が喧伝される中で、住民の安心・安全を守る地方自治体の役割はますます高まっており、今後、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んで行くことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」等により適切に財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、引き続き、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」等により適切に財政措置を講じるべきである。

さらに、近年の災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、地方自治体が必要な防災・減災のための取組を行えるよう、「緊急防災・減災事業債」の対象事業を追加し、財政措置を拡充すべきである。

(2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えるが、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況にある中で、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、策定済みの個別施設計画等の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、地方自治体に対してこれを促すとともに、地方自治体が同計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に実行するため、適切に支援する必要がある。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、対象事業及び事業費を拡充した上で、令和8年度まで事業期間が延長されたところであり、国においては、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

5. 全世代型社会保障制度の構築

医療、介護、子育て等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。現在、全世代型社会保障構築会議において「こども・子育て支援の充実」、「医療・介護制度の改革」、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築等」などの課題を中心に議論が進められ、早急に対応すべき課題と中長期的な課題を整理した上で、今月に報告書が取りまとめられる予定であるが、今後、これらの分野における施策の充実を具体化していくに当たっては、施策の実施に重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

また、事務の実施主体や財政負担を検討する際には、国と地方それぞれの役割を踏まえるとともに、恒久的な施策を導入する場合には、その地方負担分について、恒久的な税財源を確保すべきである。特に、予算の倍増を目指すとされている子育て関連政策については、地方の役割が大きい分野であり、来年4月に発足するこども家庭庁の下で充実を図るに当たっては、地方負担分も含めた恒久的な税財源の確保が必要である。

公的価格の見直しについては、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を引き上げるための財政措置が講じられたところである。令和5年度以降についても、国において、引き続き、必要な財源を確保するとともに、各地方自治体においては、こうした財政措置を活用し、職員の処遇改善について、適切に対応していく必要がある。

2025年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含めて一体的に推進することが重要である。各都道府県において第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定作業が令和5年度までかけて進められるが、医療法の改正により新興感染症等への対応に関する事項が医療計画へ位置づけられることなども踏まえ、引き続き国と地方が感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

6. 公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営状況に直面している。

中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化・連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指す地域医療構想については、令和4年度及び令和5年度において、各医療機関が対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされている。

また、各病院の機能分化・連携強化を通じた役割分担の明確化・最適化については、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、その取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなったところである。

加えて、令和6年度から医師の時間外労働規制が開始されるなど、医師の働き方改革に向けた対策は喫緊の課題である。

さらに、第8次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」が記載事項に追加されることも踏まえ、公立病院においても、感染拡大時に備えた平時からの取組を進める必要がある。

そのため、関係地方自治体は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和5年度までに実効性のある公立病院経営強化プランを策定し、これらの喫緊の課題に対し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営を強化していくことが重要である。

国は、持続可能な地域医療提供体制を確保する観点から、経営強化に係る取組を支援するため、所要の財政措置を講じるべきである。

7. 水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境の厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化、PPP／PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を令和4年度末までに策定することとされており、令和5年度以降も都道府県のリーダーシップの下、策定された計画に基づく取組を進めるとともに、計画の充実を図っていく必要がある。

このため、国はこうした広域化の推進に係る取組に対して所要の財政措置を講じるとともに、地方自治体における先進的な取組の周知等により、広域化に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。

8. 地域公共交通の維持・活性化

地域の公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠な存在であり、そのネットワークの維持・活性化を図ることは極めて重要である。

経済財政運営と改革の基本方針 2022 において、「交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築に当たっては、法整備等を通じ、国が中心となって交通事業者と自治体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等を実施する」とされたところである。

国においては、制度の創設に当たり、地方の意見を十分に踏まえ、官と民及び国と地方の役割分担を明確にした上で、地域と交通事業者が連携して取り組む地域公共交通ネットワークの再構築が推進されるよう、国において必要な財政措置を講じるべきである。

また、住民生活に不可欠な公営地下鉄事業は、巨額の建設費を要し、資本費負担が著しく多額となることから、地下鉄事業特例債等により資本費負担を平準化し、もって料金水準の適正化を図るとともに資金不足の緩和や経営の安定化に寄与しているところである。

公営地下鉄事業においては、コロナ禍の影響により料金収入が大幅に減少しており、今後もテレワークの普及等の影響で旅客需要が元の水準には戻らないという指摘があることも踏まえれば、令和5年度以降も厳しい経営が見込まれる。このため、令和4年度までの措置となっている地下鉄事業特例債を延長するなど、引き続き経営安定に向けた支援を行うべきである。

9. 東日本大震災からの復興

東日本大震災から10年が経ち、復旧・復興事業の進展が見られるが、特に被害の大きかった被災団体においては、未だ復旧・復興に多額な事業費が生じている。令和2年度までの「復興・創生期間」後の取組として、政府としては、令和3年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置づけ、被災地の復旧・復興のための施策・事業を円滑に実施し、加速化を図ることとしている。

住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じないように、復興推進会議の決定に基づき、所要の事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保し、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

10. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 財政マネジメントの強化

地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化することは、地方財政の健全化につながる。地域において真に必要な行政サービスの効率的・効果的な提供手法を住民が選択できるように、国が環境を整備しつつ、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、歳出の効率化等に取り組んでいくことが求められる。

①地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要が

ある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の活用を促すとともに、更なる地方公会計の整備・活用のための方策を検討すべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表しているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

②公営企業等の経営改革

i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある状況（資料9）においても、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実

により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るなど、必要な改定を行いながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

あわせて、業務効率化、経費削減、住民サービスの向上等に資するDXについても積極的に推進すべきである。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業（下水道、簡易水道事業）については、着実な進捗が見られる。引き続き公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、国や都道府県による支援を行っていくべきである。その際、特に小規模自治体の負担の軽減が図られるよう、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援などを強化すべきである。

iii) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。

他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各地方自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の取組を進めるべきである。

③地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、公営企業におけるDX・GX、水道・下水道事業の持続的な経営を確保する観点から広域化等の推進及び持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公共施設等の適正管理、地方公会計の整備・活用、公営企業会計の適用、公営企業におけるDX・GX、水道・下水道事業の広域化、公立病院の経営強化等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を強化すべきである。

(2) 多様な広域連携の推進等

2040年頃にかけて顕在化する少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化、大規模な自然災害や感染症等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方自治体が、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しである「地域の未来予測」を活用し、住民等とともに

「目指す未来像」の議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。その上で、地方自治体は、連携中枢都市圏・定住自立圏や相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携、都道府県による補完・支援など多様な手法の中から、地域の実情に応じて最も適したものを選択できることが重要である。

国においては、計画段階からの連携など、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組の深化を図るとともに、それ以外の地域においても、複数の市町村による「地域の未来予測」の作成や、当該「地域の未来予測」に基づく広域連携を進めていくため、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。また、これと併せて、地域運営組織をはじめとした地域コミュニティを持続可能なものとするため、その基盤となる自治会等を活性化させる地方自治体の取組に対し、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

（３）地方債資金の確保

米国における利上げ等を背景とした国内金利の上昇など、経済・金融市場における先行きの不確実性が高まる状況においても、地方債資金を円滑に調達していくことが重要である。

公的資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の額を確保すべきである。特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、その規模や地方自治体からの要望、特に資金調達能力の低い市町村への対応等を踏まえつつ、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構は、安定的な経営の下で財務基盤の充実に努めるとともに、地方自治体の政策ニーズ等に重点的かつ的確に対応し、長期・低利の資金供給を適切に行うための貸付規模を確保すべきである。

加えて、民間等資金については、引き続き都道府県・政令指定都市を中心に市場公募化を推進するほか、国内外の金融市場でESG債¹への需要が高まっていることを踏まえ、ESG債の共同発行を含め、資金調達手段の多様化に取り組むべきである。

（４）宝くじの活性化による地方財源の確保

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少傾向にあり、今後も、人口減少等により、宝くじを取り巻く環境が一層厳しくなることが想定される。

こうした状況において、宝くじの売上げ回復を通じた地方財源の確保を図っていくため、社会経済情勢の変化を踏まえ、売場・インターネット双方における効果的な販売促進策について検討を行い、速やかに対策を講じていくべきである。

¹ 注釈）ESGとは環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の略。ESG債とは、ここでは、グリーンボンドをはじめとして、環境改善事業や社会貢献事業等の、ESGに資する事業の実施のために発行する債券を指す。

おわりに

先が見えない困難な時代だからこそ、明るい未来を信じて一步一步前進することが必要である。

ロシアによるウクライナ侵略、その影響による国際的な原材料価格の上昇、一時は1ドル150円超となった記録的な円安も相まって生じた物価高騰。1年前には想定できなかった事態が立て続けに生じている。新型コロナウイルス感染症との戦いはなお続いており、過去最大の感染者数を記録した第7波は収束したものの、現在広がりつつある第8波は、インフルエンザとの同時流行も懸念されている。

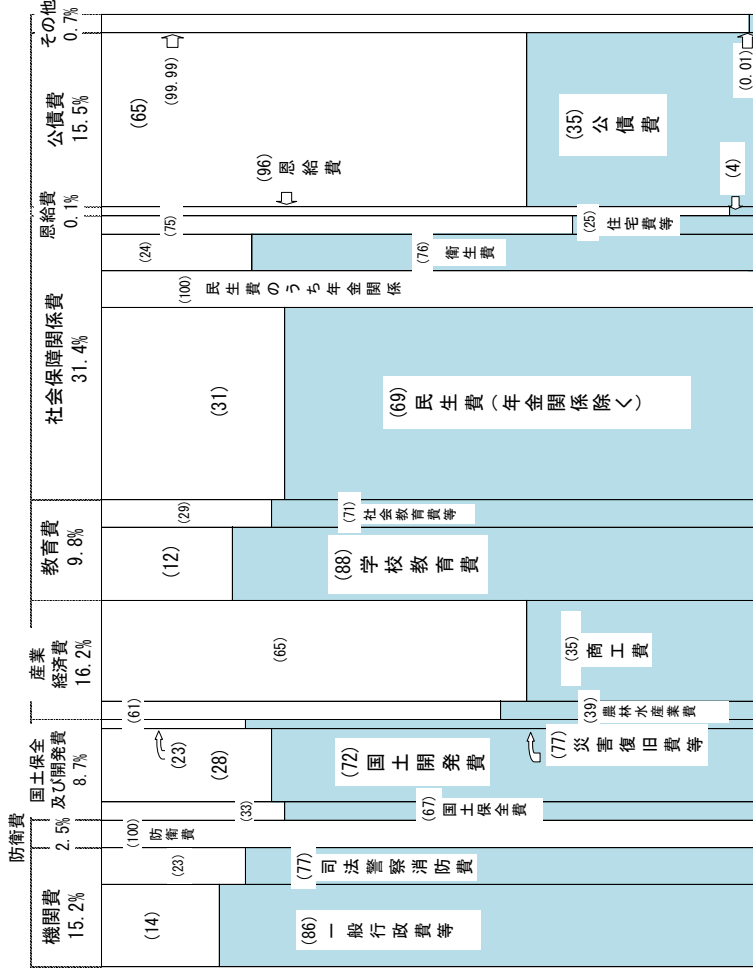
一方で、変化の芽、未来に向けた希望もまた、多く生まれ始めている。福島では、長期にわたり帰還が困難とされた区域への住民の帰還が始まるなど、東日本大震災からの復興に向け着実な歩みが進められている。新型コロナウイルス感染症の流行を契機に加速化したテレワークの普及に伴い、地方への移住の動きが広がりを見せ、全国各地で活躍する地域おこし協力隊は、令和3年度末時点での隊員数が6,000人を超え、その多くが任期終了後も地域に定住するなど、少子高齢化・過疎化に苦しむ地域に新たな風が吹き込まれている。デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地域社会の課題解決や地域経済の活性化を図る取組も進みつつある。

こうした動きを一過性のものとしなないためには、それぞれの地域が、課題から目をそらさず、住民と地方自治体が共通の目標を持って、長期的な視点で創意工夫を凝らしながら、課題解決に向け一つ一つ努力を重ねることが重要である。そのためにも、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、必要な財源を確保することが必要不可欠である。

本年は、昭和27年の自治庁設置法施行により地方財政審議会が発足してから70年の節目の年に当たる。我が国の今日の発展は、地方自治制度抜きには語り得ない。その歴史を紡いできた先人たちの努力に感謝しつつ、持続可能な地域社会の基盤となる地方税財源が今後より一層充実確保され、そのことを通じ、我が国が直面する危機を乗り越え、明るい未来を切り拓いていくことを期待してやまない。

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和2年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合があります。

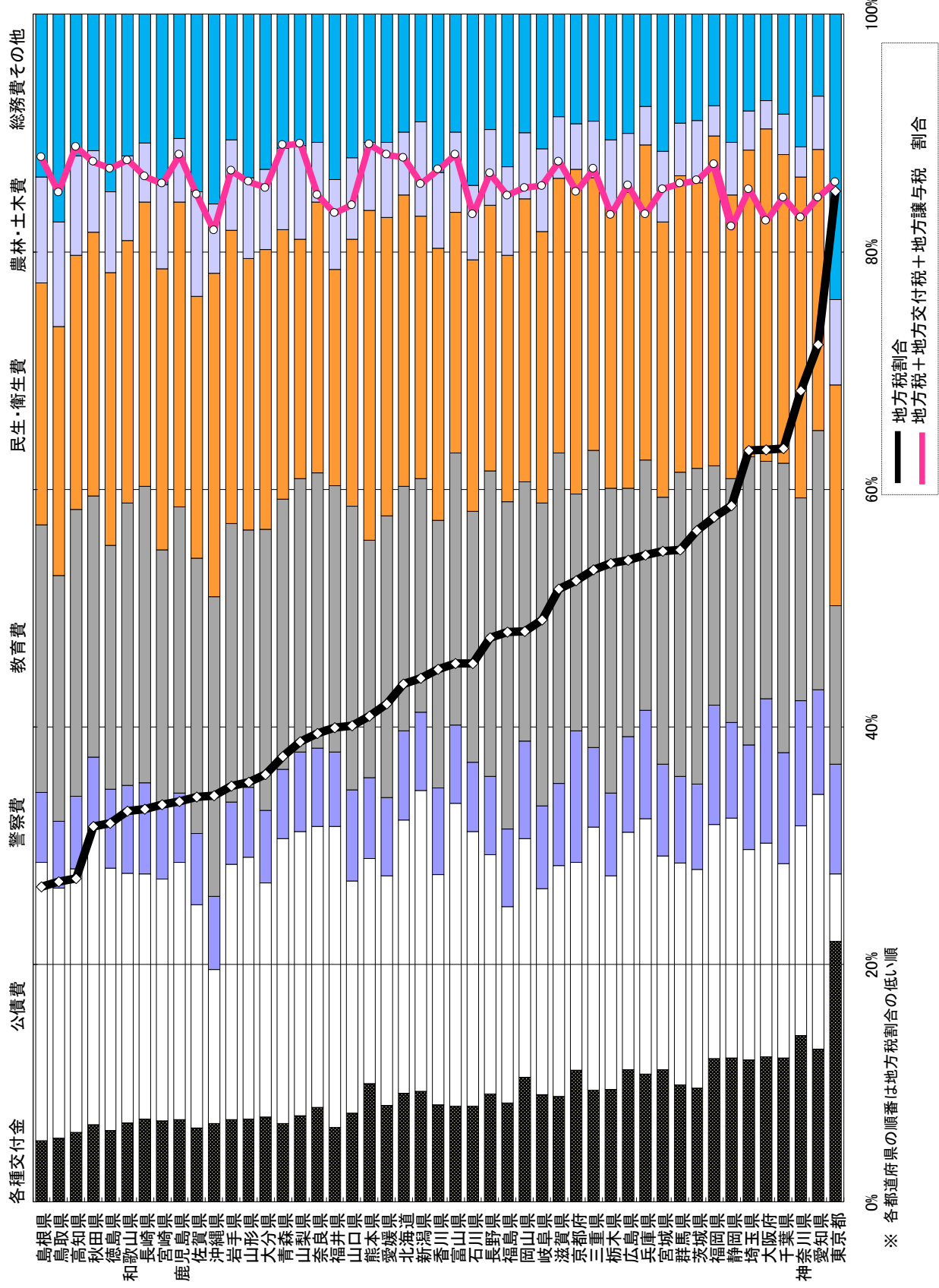


国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外)	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
道	○国道(国管理以外) ○二級河川 ○港湾	○私学助成(幼~高)	○公立大学(特定の県)	
府	○公営住宅 ○市街化区域、調整区域			
県	○市街化区域、調整区域 ○決定			
地方	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

地方交付税による財源保障・財源調整の状況

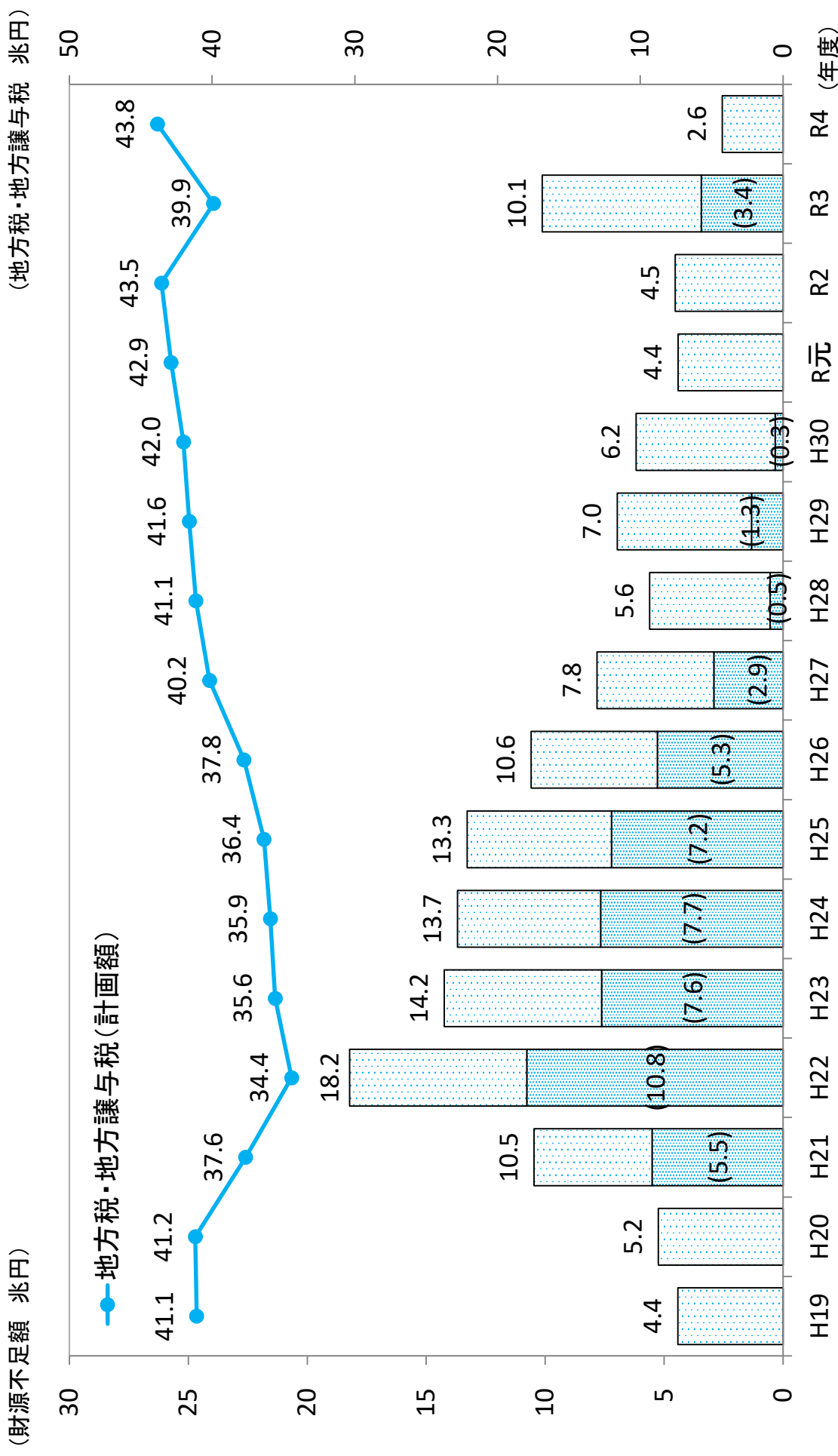
※令和2年度決算ベース



※ 各都道府県の順番は地方税割合の低い順

地方の財源不足額と地方税収

資料3

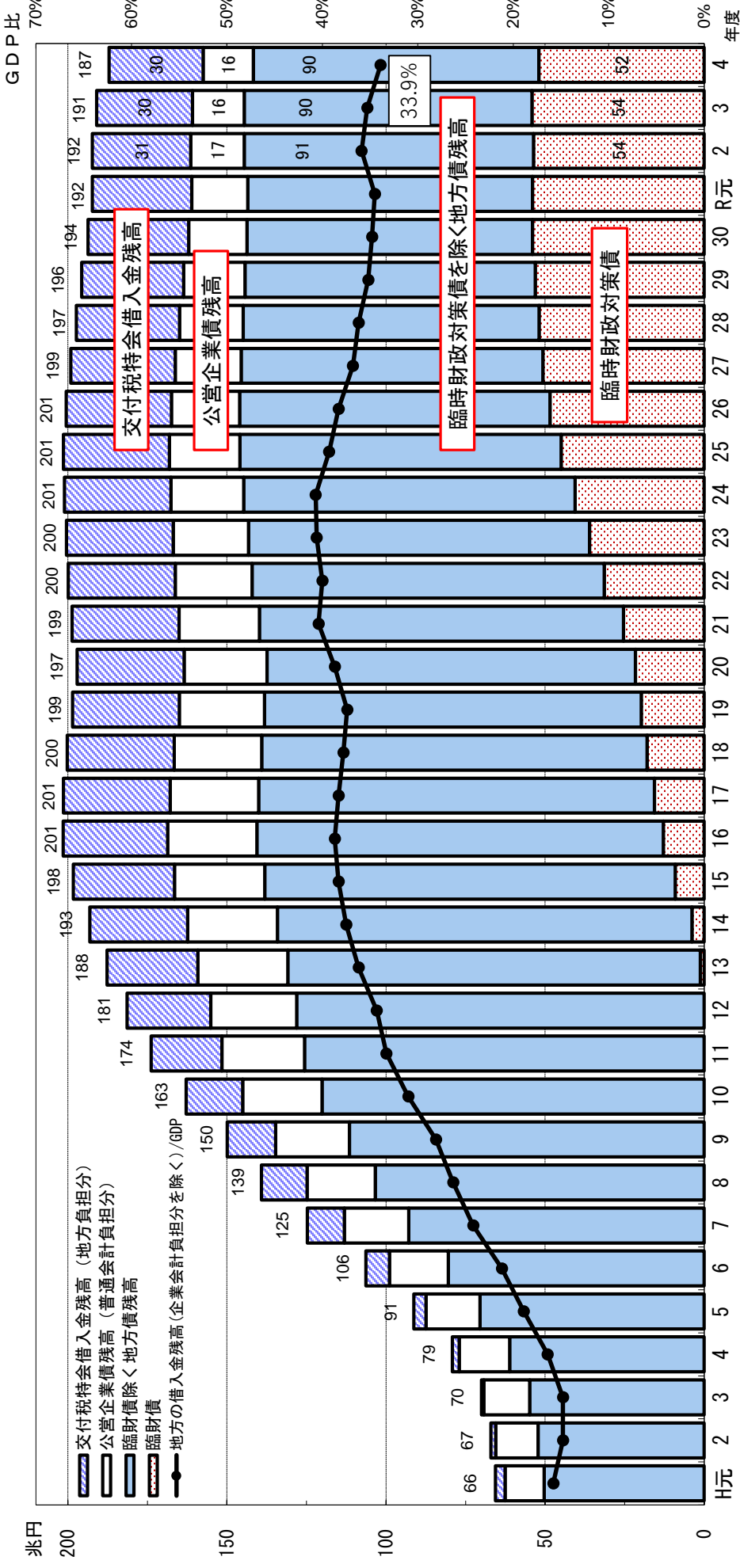


※ ()は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

地方財政の借入金残高の状況

資料4



※1 地方の借入金残高は、令和3年度までは決算ベース、令和4年度は地方財政計画等に基づく見込み。
 ※2 GDPは、令和2年度までは実績値、令和3年度は実績見込み、令和4年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

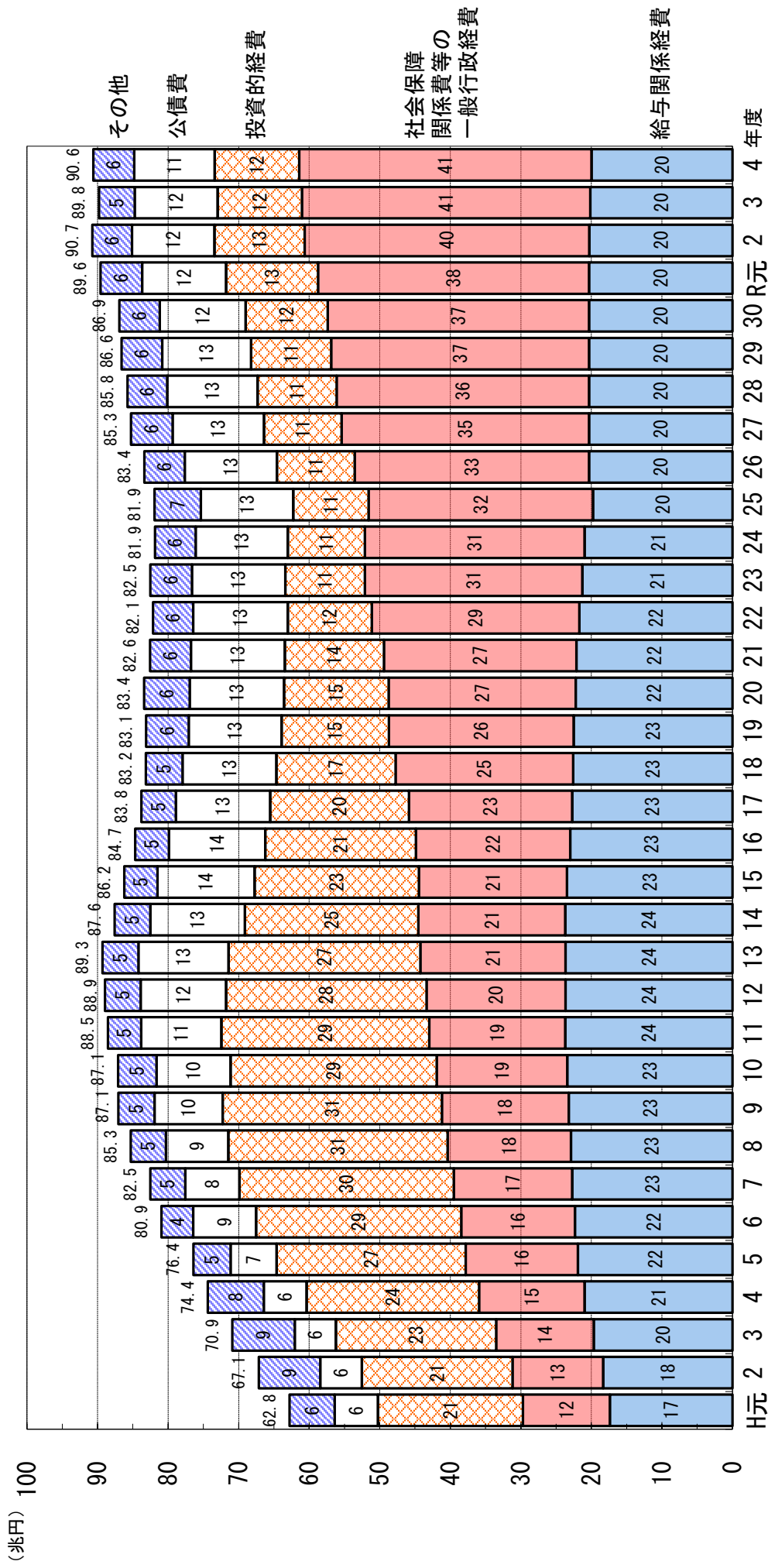
(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R3	R4
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20

(単位：兆円)

地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業が増加。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。



地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

ロ 使用料及び手数料

ハ 起債額

ニ 国庫支出金

ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ 国庫支出金に基づく経費の総額

ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

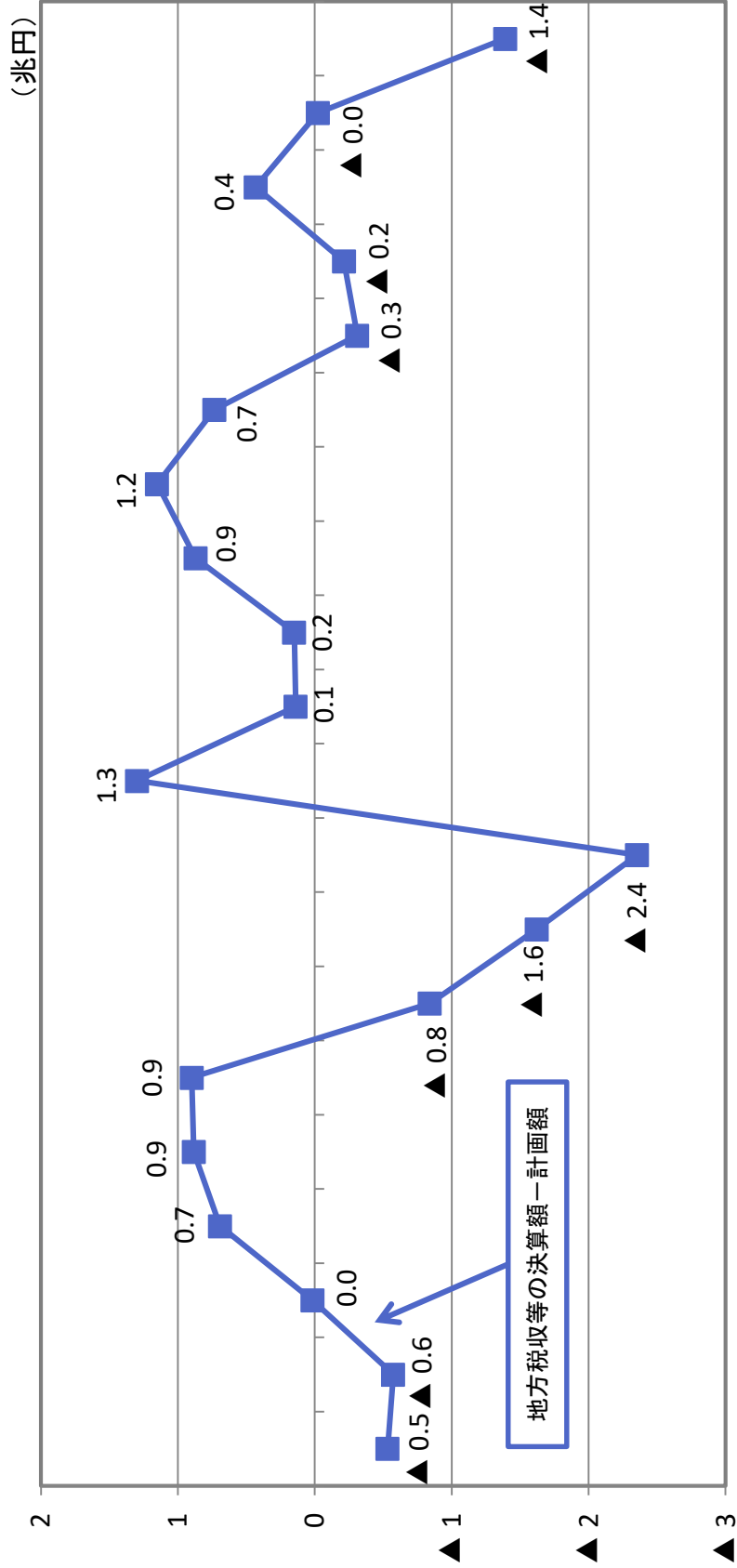
したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方税及び地方譲与税（決算一計画）の推移

各年度における地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ね相殺。



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R元	R2	H13 と R2 計
地方税収等の 決算額 一計画額	▲0.5	▲0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	▲0.8	▲1.6	▲2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.7	▲0.3	▲0.2	0.4	▲0.0	▲1.4	▲0.6	

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種類：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

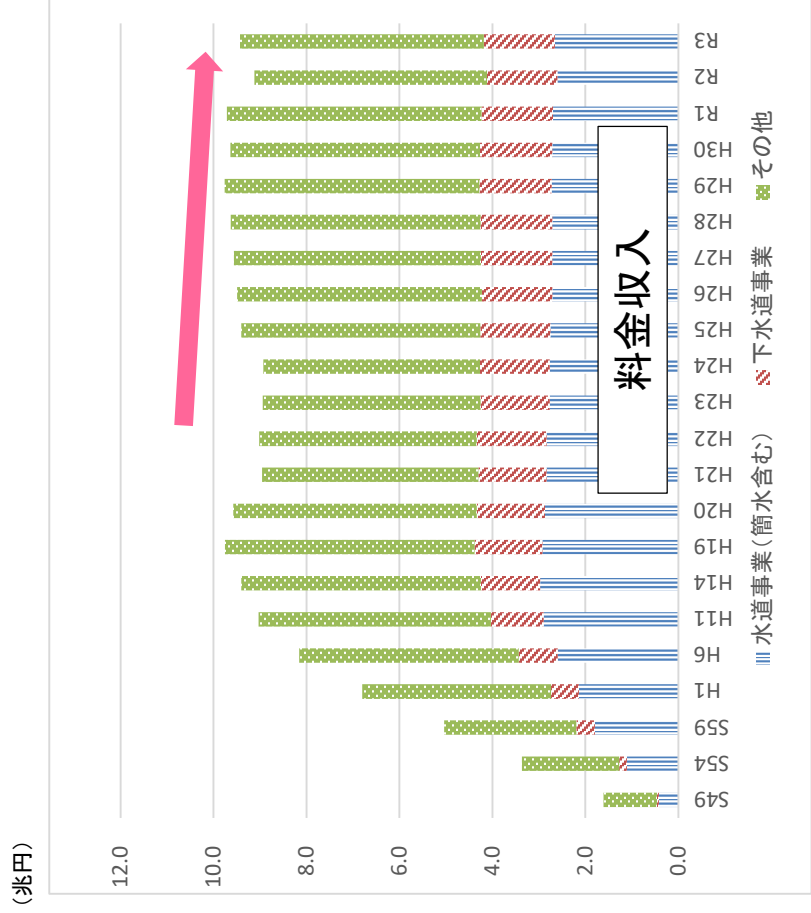
地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

資料9

①地方公営企業の料金収入の推移

・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

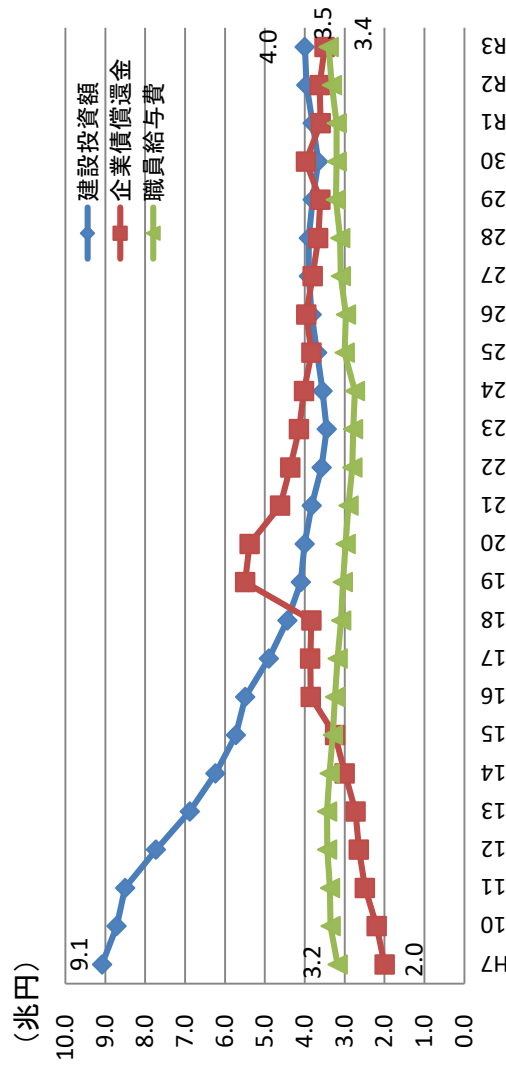
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。
下水道事業においても、近年では水道事業と同様に減少傾向。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含む。

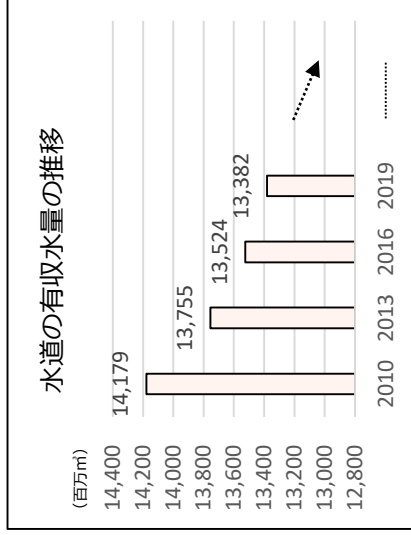
②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含み、「長期借入金償還金」を企業債償還金に計上している。

参考：水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量